

原議保存期間10年
(平成34年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙規発第24号
平成23年10月20日
警察庁交通局長

都市再生特別措置法の一部を改正する法律及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う交通警察の対応について(通達)

都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成23年法律第24号。以下「改正法」という。)は、平成23年4月27日に公布され、その一部が平成23年10月20日から施行されることとなった。また、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第321号。以下「改正令」という。)は、平成23年10月19日に公布され、平成23年10月20日から施行されることとなった。

今次の改正は、官民の連携を通じて、都市の国際競争力及び魅力を高め、都市の再生を図るため、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、都市の再生に貢献する工作物に係る道路占用許可基準の特例制度の創設等の所要の措置を講ずるものである。

改正法及び改正令の内容のうち交通警察に関する部分及びそれに伴う交通警察の対応は下記のとおりであるので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、この通達において、「法」とは改正法による改正後の都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)を、「特措法施行令」とは改正令による改正後の都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)を、「道路法施行令」とは改正令による改正後の道路法施行令(昭和27年政令第479号)をいうものとする。

なお、本通達については、国土交通省と協議済みである。

記

- 1 特定都市再生緊急整備地域内の都市再生特別地区内における道路の上空を利用した建築物の建築等について(法第36条の2から第36条の5まで及び道路法施行令第7条関係)

(1) 改正の内容

ア 法の改正の内容

都市再生特別地区に関する都市計画に、特定都市再生緊急整備地域(都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう。)内

において道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、当該道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域（以下「重複利用区域」という。）を定めることができることとされ、この場合において、当該重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であって空間又は地下について上下の範囲を定めるもの（以下「建築限界」という。）をも定めなければならないこととされた。

イ 道路法施行令の改正の内容

道路占用許可の対象となる工作物、物件又は施設として、重複利用区域内の道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場が追加された。

(2) 対応方針

建築限界を定めるに当たっては、都市計画決定権者は、当該建築限界に係る重複利用区域を管轄する都道府県公安委員会と調整することとなるが（「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）」（平成23年10月20日付け国都まち第48号、国都計第66号、国道政第57号、国住街第147号）（別添1））、その場合には、道路の上空利用による視認性の低下によって生ずる道路交通の安全と円滑への影響等について、当該重複利用区域における渋滞や交通事故の発生状況、走行する自動車等の種類の混成率その他の交通実態、信号機及び道路標識等の性能等を勘案し、必要な意見を申し入れること。

特に、当該区域における交通を制限することとならないか、信号機及び道路標識等の視認性を低下させることとならないかといった観点についても、十分検討すること。

2 道路占用許可基準の特例（法第46条及び法第62条関係）

(1) 改正の内容

ア 法の改正の内容

(ア) 都市再生整備計画への記載事項の追加（法第46条関係）

市町村は、都市再生整備計画を作成するに当たり、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下「施設等」という。）のうち、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であって、同法第32条第1項又は第3項の許可に係るものに関する事項を記載することができることとされた。

また、市町村は、都市再生整備計画に当該設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、道路管理者及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならないこと

とされた。

(1) 道路占用許可基準の特例(法第62条関係)

都市再生整備計画の区域内の道路管理者は、道路法第33条第1項の規定にかかわらず、都市再生整備計画の計画期間内に限り、施設等のための道路の占用で次のaからcまでに掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第32条第1項又は第3項の許可を与えることができることとされた(無余地性の基準の適用の除外)。

a 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域(以下「特例道路占用区域」という。)内に設けられる施設等(当該指定に係る種類のものに限る。)のためのものであること。

b 道路法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること。

c その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

また、道路管理者は、特例道路占用区域を指定しようとするとき、変更しようとするとき及び解除しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならないこととされた。

イ 特措法施行令の改正の内容

ア(ア)の政令で定める施設等として、

- (ア) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- (イ) 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの(以下「食事施設等」という。)
- (ウ) 道路法施行令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

が定められた。

また、ア(イ)cの基準として、広告塔等については、

- ・ 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、広告塔等の工作物を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令第10条第3項本文、第10条の2第2項又は第11条第3項に規定する幅員であること
- ・ 広告塔又は看板の表示部分を車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること

とされた。

(2) 対応方針

法、特措法施行令等に規定されている都道府県公安委員会又は警察署長への協議等についての留意事項は以下のとおりであるので、協議を受けた場合等には、迅速かつ適切に対応されたい。

ア 市町村が都市再生整備計画へ占用許可の特例に関する記載を行う際の

都道府県公安委員会への協議（法第46条関係）

市町村から都市再生整備計画への占用許可の特例に関する記載を行う際の協議を受けた場合には、当該施設等の設置が交通に与える影響等を勘案し、交通管理者として必要な意見を申し入れた上、交通の安全と円滑に支障がないと判断した場合に同意をすること。

イ 道路管理者が特例道路占用区域を指定する際の警察署長への協議等（法第62条関係）

道路管理者から特例道路占用区域を指定する際の協議を受けた場合には、当該区域内における交通流等の交通実態を勘案し、当該区域内における施設等の設置が交通の安全と円滑に及ぼす影響等について検討した上、必要な意見を申し入れること。

また、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」（平成23年10月20日付け国道利第22号）（別添2）により、道路管理者は、特例道路占用区域を指定した場合には、速やかに特例道路占用区域に係る占用主体の選定のための委員会（以下「選定委員会」という。）を設置することとされており、選定委員会は道路管理者、都道府県公安委員会等で構成されるとされているところである。選定委員会においては、提案募集要領の案の検討及び提案募集に対する応募についての審議を行うこととされており、占用主体の選定等の段階において交通に及ぼす影響等を審議し得ることは、交通管理上有益であると考えられるほか、当該占用主体の道路占用が道路交通法第77条第1項に規定された道路の使用の許可（以下「道路使用許可」という。）の適用を受けるものである場合には、道路使用許可の申請前に応募についての審議に参加することは道路使用許可手続の効率化にも資するものであるから、選定委員会において積極的に対応すること。

ウ 道路管理者が特例道路占用区域において占用許可基準の特例を適用して占用許可を与える場合であっても、当該占用許可に係る占用が道路使用許可を規定した道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合には、道路法第32条第5項に規定された当該地域を管轄する警察署長への協議は従来どおり行われるものであることから、これまでと同様に適切に対応すること。

なお、改正法の施行に伴い、今後、広告塔、食事施設、自転車駐車器具で自転車を貸与する事業者の用に供するもの等に係る占用許可について、一定要件の下、無余地性の基準の適用が除外されることとされているが、それらの設置場所、構造等については「占用特例を適用する際の占用許可基準等について」（別添2の別紙2）によることとされているので、この内容を十分把握した上で道路管理者との協議を行うこと。

3 食事施設等の道路占用許可対象物件への追加等（道路法施行令第7条及び第11条の7関係）

(1) 改正の内容

従前は、道路法第33条第2項第1号に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地に限って設置が認められてきた食事施設等につき、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路の区域においても占用許可の対象とされた。

また、食事施設等の占用の場所の基準については、以下のいずれにも適合する場所であることとされた。

ア 食事施設等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること

イ 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該食事施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令（昭和45年政令第320号）第10条第3項本文、第10条の2第2項又は第11条第3項に規定する幅員であること

(2) 対応方針

ア 改正により道路占用許可対象物件へ追加された食事施設等については、占用許可基準の特例の対象とはならない場合であっても許可申請は可能となった。この場合にあっては、道路管理者は「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」(平成23年10月20日付け国道利第20号)(別添3)の別紙「食事施設等の占用許可基準等について」によることとされているので、この内容を十分に把握した上で、道路管理者との協議を行うこと。

イ 道路使用許可に関する従来の許可の判断基準を変更するものではないが、この度の改正が想定している食事施設等の占用は従来と比較して長期間の占用となるものであることが考えられることから、当該食事施設等に係る道路使用許可を与える際には、当該食事施設等の設置が直接的に交通の妨害となるおそれがない場合であっても、継続的な営業に伴い、利用者等による慢性的な混雑を発生させることが予想される場合等には、交通の安全と円滑を確保するための自主的な措置を講ずること等の必要な条件を確実に付すこと。

国 都 ま ち 第 4 8 号
国 都 計 第 6 6 号
国 道 政 第 5 7 号
国 住 街 第 1 4 7 号
平成 2 3 年 1 0 月 2 0 日

各都道府県知事 宛
各政令指定都市の長 宛

国土交通省 都 市 局 長

道 路 局 長

住 宅 局 長

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 2 3 年法律第 2 4 号。以下「改正法」という。）は、本年 4 月 2 7 日に公布され、特定都市再生緊急整備地域制度等に係る部分が本年 7 月 2 5 日に施行されるとともに、道路の上空利用のための規制緩和、道路占用許可の特例、都市利便増進協定制法の創設、都市再生整備推進法人制度の拡充等に係る部分が本年 1 0 月 2 0 日から施行されます。

これらの改正法の趣旨等について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知しますので、改正法の施行に当たっては、下記に留意の上、適切な運用を図っていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、この旨を貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対して、周知いただくようお願いいたします。

記

(1) 道路の上空利用のための規制緩和 (第 3 6 条の 2 から第 3 6 条の 5 まで関係)

市街地における道路は、その上空が開放空間であることを前提として沿道の土地利用が行われるため、上空等の利用は市街地環境に少なからぬ影響を及ぼすこととなるものですが、都市の国際競争力の強化を図る観点から、良好な市街地環境を確保することを前提として、道路の上空等を利用した建築物の建築等を認める特例が設けられました。

本制度の活用にあたっては、特定都市再生緊急整備地域において、都市再生特別地区に関する都市計画に重複利用区域 (都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域) を定めるとともに、当該区域内における建築限界 (建築物等を建築又は建設できることとする空間又は地下についての上下の範囲) を定めることが必要です。

当該都市再生特別地区に関する都市計画を定める都市計画決定権者におかれては、当該特定都市再生緊急整備地域の国際競争力の強化に向けた方針を踏まえたふさわしい都市空間の形成を図るとともに、防災・交通・衛生等の機能の確保等の観点から良好な市街地環境の確保を図る観点から、建築物の高さや容積率の限度等をきめ細やかに設定していただきますようご配慮願います。また、関係道路管理者への協議のほか、関係機関 (建築物の接道関係に変化が生ずるおそれがある場合における特定行政庁、道路の上空利用による視認性の低下によって生ずる道路交通安全と円滑への影響等についての都道府県公安委員会等) との必要な調整が行われるようご配慮願います。

あわせて、今般の道路法施行令の改正によって、特定都市道路については、その上空に設ける事務所等が占有許可の対象物件に追加されることとなりましたが、当該占有許可制度を活用して特定都市道路の上空に建築物を建築しようとする場合には、道路の上空を継続して使用することについて、道路法第 3 2 条第 1 項に基づき、道路管理者から占有許可を受けることが必要となります。道路管理者におかれては、今般の制度改正の趣旨を踏まえ、的確に同許可の運用を行っていただきますようご配慮願います。

(2) 道路占有許可の特例 (第 4 6 条第 1 0 項及び第 1 1 項並びに第 6 2 条関係)

まちのにぎわいの創出等のために、道路区域にオープンカフェやコミュニティサイクルポート等を設置することが認められるよう、一定の場合には道路占有許可基準のうち無余地性の基準 (道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合であること) の適用を除外する特例が設けられました。

本制度の活用にあたっては、都市再生整備計画に、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定める施設等を設置する旨の記載を行い、道路管理者が第 6 2 条第 2 項に規定する特例道路占有区域を指定する必要があります。また、本制度を用いて道路占有許可を行おうとする場合には、道路法施行令に定める許可基準に加え、安全かつ円滑な交通を確保するために必要な一定の

基準を満たす必要があります。

本制度の対象となる施設等は、

- ・ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設
- ・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

であって、施設等の占有者により道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃等の措置が講じられるものに限られます。

地方公共団体におかれては、まちのにぎわいの創出及び道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するよう、関係道路管理者や都道府県公安委員会と十分な協議を行った上で都市再生整備計画を策定いただくとともに、道路管理者として道路交通又は道路構造に著しい支障を及ぼさないよう的確に占有許可を行っていただきますようお願いいたします。

(3) 都市利便増進協定制度の創設（第46条第13項及び第72条の3から第72条の9まで関係）

まちづくりにおける既存ストックの有効活用が重要となっている中、広場、街灯、並木等の施設等について、個別に整備又は管理するのではなく、地域住民、まちづくり団体等の発意に基づき、施設等を利用したイベント等も実施しながら、これらを一体的に整備又は管理することが都市のにぎわいや憩いを創出する観点から有効です。

このため、これらの施設等の一体的な整備又は管理の推進を目的とする都市利便増進協定制度が創設されました。

本制度の活用にあたっては、市町村が作成する都市再生整備計画に、都市利便増進協定区域及び広場、街灯、並木等の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を記載する必要があります。

市町村は、認定の申請があった都市利便増進協定について、当該協定区域内の土地所有者等の相当部分が当該協定に参加していること等、第72条の4各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該協定の認定をすることができます。

また、都市再生整備推進法人が市町村の認定を受けた都市利便増進協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）による保存樹又は保存樹林として指定されたものについては、当該保存樹又は保存樹林の所有者に加えて、その都市再生整備推進法人もこれらの保存義務を負うことになります。

都市利便増進施設の一体的な整備又は管理は、地域住民、まちづくり団体等の自主性に基づき行われることが基本ではありますが、公的主体による後押しも期待されることから、地方公共団体におかれては、例えば、都市利便増進施設の適切な管理を図るため、都市利便増進協定の締結者に対し、公共施設の管理者等としての知見を活かした指導・助言等を行っていただきますようお願いいたします。

(4) 都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案制度（第46条の3から第46条の5まで関係）及び都市再生整備推進法人制度の拡充（第73条及び第

7 4 条関係)

地域のまちづくりにおいてその役割の重要性が増しているまちづくり会社が、積極的にまちづくりに参画することを可能とするため、総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が100分の3以上である株式会社又は社員のうちに市町村がある持分会社が都市再生整備推進法人の指定対象に追加されました。

加えて、まちづくり会社をはじめとする民間主体によるまちづくり活動は、都市再生整備計画の区域のみならず、全国的な活動の広がりが認められ、中心市街地やまちの交通の拠点となる駅の周辺等の区域においても行われるものであるため、都市再生整備推進法人の業務の区域が「都市再生整備計画の区域内」から「都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域」に拡充されました。

さらに、まちづくり会社、特定非営利活動法人等、市町村から都市再生整備推進法人として指定された者が市町村に対して都市再生整備計画の作成及び変更をすることを提案することができる制度が創設されました。

本提案を行おうとする都市再生整備推進法人は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に都市再生整備計画の素案を添えたものを市町村に提出する必要があります。また、提案を受けた市町村は、この提案を踏まえた都市再生整備計画の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、

- ・ その必要があると認めるときは、その案を作成し、
- ・ その必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、提案をした都市再生整備推進法人に通知しなければなりません。

改正法において、道路占用許可の特例や都市利便増進協定制度を創設しているところですが、都市再生整備推進法人によるこれらの制度の積極的な活用が、官民の連携による都市の再生の一層の推進を図るものであることから、都市再生整備推進法人制度の積極的な活用だけでなく、これと併せた道路占用許可の特例や都市利便増進協定制度の積極的な活用を図っていただきますようご配慮願います。

国 道 利 第 2 2 号
平成 2 3 年 1 0 月 2 0 日

各地方整備局道路部長

北海道開発局建設部長

沖縄総合事務局開発建設部長

独立行政法人

日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

あて

国土交通省道路局路政課長

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可
の取扱いについて

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号。以下「改正法」という。）が平成23年4月27日に公布され、また、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第321号。以下「整備政令」という。）が平成23年10月19日に公布され、道路関係規定については平成23年10月20日から施行されることとなった。

改正法による改正後の都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都市再生特措法」という。）においては、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）の占用の許可に当たっては、道路法第33条第1項に規定する無余地性の基準の適用を除外することができることとする許可基準の特例が創設されるとともに、特定都市道路（都市再生特措法第36条の3第1項に規定する特定都市道路をいう。以下同じ。）については、特定行政庁（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。）の認可を受ければ建築物を設けることが可能となった。

これらのうち、都市再生特措法第62条等に規定する道路の占用の許可基準の特例（以下「占用特例」という。）の運用については別紙1「都市再生特別措置法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について」のとおりとし、整備政令による改正後の都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号。以下「特措法施行令」という。）第14条に列挙された工作物、物件又は施設（以下「都市再生工作物等」という。）ごとの占用特例を活用する場合の占用許可基準等は別紙2「占用特例を適用する場合の占用許可基準等について」のとおりとする。

また、特定都市道路の上空に設ける建築物等の道路の占用の許可に係る運用及び許可基準については別紙3「特定都市道路の上空に設ける施設等の占用許可基準等について」のとおりとする。

都市再生特措法に係る占用の許可に当たっては、別紙1から別紙3の事項に十分留意し、

その運用に遺憾のないようにされたい。また、占用特例にあっては都市再生工作物等が占用されることにより生ずる都市の再生に資する効果及び道路通行者又は利用者の利便の増進に資する効果並びに占用主体の行う道路交通環境の維持向上を図るための措置を併せて考えると、都市再生工作物等が道路区域に設置されることが望ましいといえる場合があることから、厳格な手続を定めた上で無余地性の基準を除外したものであることから、占用特例の対象とならない場合の占用については、無余地性の基準、道路構造又は道路交通への支障等を十分に検討し、従前のとおり適切に対応されたい。

なお、本通達の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

本取扱いの実施状況を把握するため、都市再生特措法第46条第10項の規定に基く道路管理者に対する都市再生整備計画の記載に係る協議又は同法第36条の2第2項の規定に基づく道路管理者に対する重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であって、空間又は地下について上下の範囲を定めようとする旨の協議があった場合には、平成24年3月31日までの間、本省道路局路政課へ報告願いたい。

都市再生特別措置法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について

1 概要

占用特例の運用手続の概要は、次のとおりである。

(1) 都市再生整備計画の記載に係る協議（都市再生特措法第46条第10項及び第11項）

市町村は、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものを占用許可を得て道路区域内に設置することについて都市再生整備計画に記載することができることとされている。（都市再生特措法第46条第10項）

市町村が当該記載をしようとするときは、あらかじめ占用許可権限を有する道路管理者及び都道府県公安委員会に協議して同意を得なければならないことから、道路管理者は市町村からの協議に対応することとなる。（都市再生特措法第46条第11項）

(2) 特例道路占用区域の指定（都市再生特措法第62条第1項から第3項）

市町村が道路占用に係る記載を含む都市再生整備計画を策定した場合、道路管理者は当該都市再生整備計画に記載された施設等の種類ごとに特例道路占用区域を指定することとなる。特例道路占用区域の指定に際し、道路管理者は、あらかじめ市町村の意見を聴くとともに、指定しようとする区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。また、道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

(3) 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定

特例道路占用区域を指定した場合、道路管理者は、原則として特例道路占用区域に係る占用主体の選定のための委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、特例道路占用区域に設ける施設等に係る提案の募集要領の策定を行うものとする。

(4) 提案の募集及び選定委員会による選定

上記(3)により提案募集を行うこととした場合、道路管理者は提案募集要領を踏まえて募集を行い、選定委員会において占用主体となるべき者の選定を受けるものとする。

(5) 道路占用許可手続（道路法第32条）

選定委員会による選定を経た場合、道路管理者は当該選定結果を踏まえて占用許可を行うものとする。

(6) 占用の終了及び現状回復（道路法第40条）

占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用主体は道路を原状に回復しなければならない。

2 都市再生整備計画の記載に係る協議（都市再生特措法第46条第10項及び第11項）

市町村から占用特例に係る記載の協議があった場合には、特例道路占用区域を指定して無余地性の基準を除外して占用許可を行うことを見据え、道路の構造や交通の状況、将来の道路計画との整合等、道路占用許可を行い得るか否かを考慮して同意の判断をすること。

また、道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置方策が物件ごとに記載され、当該措置が道路交通環境の維持及び向上に十分なものであることを確認すること。

協議の同意を行うに際しては、市町村との間で次の点について確認しておくこと。

- (1) 占用特例を適用して許可した占用に関し、都市再生整備計画の記載、変更等に起因した紛争が生じた場合には当該計画を策定した市町村が主体的に対応すること。
- (2) 道路法第72条第3項に基づき、監督処分に伴う損失補償を求める場合があること。

3 特例道路占用区域の指定（都市再生特措法第62条第1項から第3項）

(1) 特例道路占用区域の検討

占用特例を適用して設置しようとする物件を道路区域に設置する際の許可基準に適合する区域とすること。

(2) 市町村からの意見聴取

市町村からの意見聴取は、道路管理者が指定しようとする区域が都市再生整備計画の趣旨に適合したものであるかどうかについて意見を聴くものであり、最終的には道路管理者が責任をもって決定すること。

(3) 警察署長への協議

道路区域内に物件を置く場合には、道路交通法第77条第1項に規定する道路使用の許可を道路占用許可とは別に受けなければならないことを踏まえ、具体的な区域の指定に当たっては、当該地域を管轄する警察署長と十分な協議を行うこと。

(4) 特例道路占用区域を指定する際の指定の区域及び施設等の種類の公示

道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、都市再生特措法第62条第1号に規定する道路の区域を指定する旨、特例道路占用区域（図面）、当該特例道路占用区域に設けることのできる都市再生工作物等の種類について事務所への備付けに加え、ホームページへの掲載その他の方法により公示すること。

4 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定

特例道路占用区域を指定した場合には、速やかに道路管理者、関係地方自治体、都道府県公安委員会、学識経験者等で構成する委員会を設置し、提案募集要領（占用主体の選定基準及び都市再生整備計画の変更又は廃止若しくは占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いの方針を含む。）の案の検討を求め、検討結果を踏まえて道路管理者が提案募集要領を策定すること。都市再生整備計画を策定する際に設置される市町村都市再生整備協議会等の既存組織を活用することは差し支えないが、構成員に配慮すること。

なお、地方公共団体からのヒアリング等の結果、特例道路占用区域への占用希望者が一者しか想定されない場合又は特例道路占用区域で特定の者が占用を行うことについて十分な理由がある場合には、選定委員会の設置、提案募集要領の策定及び次の記5の手続を省略しても差し支えない。

5 提案の募集及び選定委員会による審議

提案募集の実施に当たっては、事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方法により周知を行うこと。

提案募集に対して応募があった場合には、次に掲げる事項に該当する提案を除外した

上で選定委員会に審議を求めること。

- (1) 明らかに募集要領の各条件に当てはまらないもの
- (2) 道路占用の許可基準に反するもの、道路の構造、交通に著しく支障を与えるおそれがあるものなど、道路占用の許可を行うことができないと判断されるもの
- (3) 道路管理者が提案主体に確認を行った結果、実現意思又は実現可能性に欠けると判断されるもの

6 道路占用許可手続（道路法第32条及び都市再生特措法第62条第5項）

選定委員会の審議の結果を踏まえ、占用許可手続を行うこと。申請者から占用許可申請書を受け際には、必ず、申請書に都市再生特措法第46条第10項の措置を記載した書面を求め、記載されている措置内容が提案募集時に提出された措置内容に準じた内容であることを確認することとし、当該確認ができない場合には、許可を行わないこと。

なお、占用許可と併せて、必要に応じ、道路使用許可の権限を持つ警察署長の許可を得なければ道路区域内に物件を置くことができないことを踏まえ、道路法第32条第5項の規定に基づき、警察署長に対し協議を行うこと。

また、道路占用の許可を行う場合には、一般的な許可条件に加え、次の点を十分考慮し条件を付すること。

- (1) 占用主体より申請時に添付された都市再生特措法第46条第10項の措置の履行を担保すること。
- (2) 占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により、道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること。
- (3) 都市再生整備計画の変更又は廃止若しくは、占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いを明確にすること。

7 道路占用の終了及び現状回復（道路法第40条）

占用の期間が満了した場合又は道路の占用が廃止された場合であって、引き続き占用特例を用いた物件の設置を認める場合には、改めて記4から6の手続を行うこと。この場合において、それまでの占用主体とは異なる者が占有することとなった場合、従来の占用主体に対し現状回復方法や物件の引き継ぎ等必要な指示を行うこと。

占用特例を適用する際の占用許可基準等について

第一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

1 方針

広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（以下、「景観形成広告塔等」という。）を占用特例の対象とすることとしたのは、景観形成広告塔等が道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があり、かつ、都市におけるにぎわいの創出や観光の振興の観点からも設置の要望が強いためである。

このため、景観形成広告塔等は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和44年8月20日付け建設省政発第52号）別紙「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準」第4(2)及び(3)イ（高架構造（横断歩道橋を含む。）に限る）、第5、第6(2)後段及び(3)（反射材料式に係る部分を除く。）、第7(3)及び(4)の規定については適用しない。

- (1) 都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 景観形成広告塔等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

2 占用の場所

景観形成広告塔等の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。（特措法施行令第18条第1号）

景観形成広告塔等は、植樹帯、地下歩道の壁面、上空通路の内壁等に設置されることを想定しているところであり、景観形成広告塔等の地面に接する部分は車道以外の道路の部分にあることとする。車道以外の部分であっても、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

また、道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に景観形成広告塔等を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。

なお、政令に規定する「道路の構造又は交通に著しい支障のない場合」とは、横断歩道橋の下の歩道上（交差点付近を除く。）や植樹帯の間等、当該箇所に設置したとしても事実上有効幅員を減ずることとならない場合を想定している。

- (2) 原則として交差点等の地上に設けないこと。（道路法施行令第10条第1号八）
道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、

接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

- (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。(道路法施行令第10条第1号ロ)

景観形成広告塔等を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な離隔距離を確保させることとする。

- (4) 道路の上空通路、地下通路等への設置においては、当該施設の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設の占有者が安全と認めた場所であること。
- (5) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

3 構造

景観形成広告塔等の構造については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

景観形成広告塔等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。

また、景観形成広告塔等の意匠、構造及び色彩は、信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものであるとともに、音声を用いたものではないこと。

- (2) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。

景観形成広告塔等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

- (3) 広告塔又は看板の表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。(特措法施行令第18条第2号)

景観形成広告塔等の表示部分は、車道から正対して正面の車道側及び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導して脇見運転を惹起させるものではないこと。

- (4) 景観形成広告塔等を歩行者等が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

- (5) 広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

4 占用主体

景観形成広告塔等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び広告塔等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

5 占用の許可の条件

景観形成広告塔等の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 景観形成広告塔等又は掲載された広告物の落下、剥離、老朽、汚損等がないように

定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。特に強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。

(2) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

第二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

1 方針

食事施設等（道路法施行令第11条の7第1項に規定する食事施設等をいう。以下同じ。）を占用特例の対象とすることとしたのは、食事施設等が道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があり、かつ、都市におけるにぎわいの創出や観光の振興の観点からも設置の要望が強いためである。

このため、占用特例の対象となる食事施設等は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成23年10月20日付け国道利発第20号）別紙1「食事施設等の占用許可基準等について」中2(1)、5及び7(3)の規定については適用しない。

- (1) 都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 食事施設等において提供されるサービスが都市再生整備計画に記載された方針に合致したものであること。
- (3) 食事施設等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

2 占用の場所

占用許可を受けて設置される上空通路、地下通路等は、多数人の避難又は道路の交通の緩和等の相当の公共的利便に寄与するものであるが、これらの通路等に食事施設等を設置する旨の都市再生整備計画が策定されることもあり得るところである。この場合には、これらの通路等の設置目的を害さない箇所で、かつ、当該通路等の占用者が構造上安全と認めた箇所であれば、占用許可を行って差し支えない。ただし、建設基準法、消防法等の規制に抵触しないことを当該通路等の占用者に疎明させること。

なお、食事施設等を通路等の内部に占用させることを想定して通行の用に供するために必要な規模以上の通路等を占用することまで認めるものではない。

3 占用主体

食事施設等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び食事施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

第三 道路法施行令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

1 方針

自転車駐車器具（道路法施行令第11条の9第1項で規定する自転車駐車器具をいう。以下同じ。）で自転車を賃貸する事業の用に供するものを占用特例の対象とすることとしたのは、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものが道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があり、かつ、都市におけるにぎわいの創出や観光の振興の観点からも設置の要望が強いためである。

このため、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものは次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「道路法施行令の一部改正について」（平成18年11月15日付け国道利第31号国土交通省道路局長通知）別紙「自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用許可基準」1及び2の規定については適用しない。

- (1) 都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。
- (3) 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものにおいて提供されるサービスが広く一般の用に供するものであり、特定の者にのみサービスを提供するものではないこと。

2 占用の場所、構造、占用許可の条件

自転車駐車器具の構造は、自転車駐車器具の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

3 占用主体

自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び自転車駐車器具の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることのできないものとする。

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用許可基準等について

1 概要

特定都市再生緊急整備地域内において都市の国際競争力の強化を図るため、都市再生特別地区に関する都市計画に、都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用できる区域（重複利用区域）を定め、かつ、当該重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であって空間又は地下について上下の範囲を定めることにより、重複利用区域内の道路（特定都市道路）については道路内建築制限に係る規制が適用しないものとされた。

これを受けて道路法施行令の改正を行い、特定都市道路の上空に施設等の占用を認めることとした。

2 都市再生特別措置法に基づく手続

特定都市道路の上空に施設等の設置をするため必要な手続については、次のとおりとする。

(1) 特定都市再生緊急整備地域の指定（都市再生特措法第4条第1項第3号）

国内外の主要都市との交通の利便性及び都市機能の集積の程度が高く、並びに経済活動が活発に行われ、又は行われると見込まれる地域について、都市再生特措法第3条で規定する都市再生本部が特定都市再生緊急整備地域として指定する政令を立案し、閣議決定を経て公布、施行されることにより指定されるものである。

(2) 都市計画への都市再生特別地区の設定（都市再生特措法第36条の2第2項）

道路管理者は、都市再生特別地区に関する都市計画を定める都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域においては指定都市）から、重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であって、空間又は地下について上下の範囲を定めようとする旨の協議があった際には、次に掲げる事項を検討し、回答すること。

ア 建築物等の建築又は建設の限界であって空間又は地下についての上下の範囲は、道路構造令第12条に定める建築限界に、必要に応じて当該道路の維持管理等のために必要となる空間等を考慮したものとし、道路交通又は空間の安全確保に努めること。

イ 市街地における道路空間は、単に通行の場等というにとどまらず、日照、採光、通風等の確保、非常時の避難路、消防活動の場等として重要な機能を有していることから、周辺地域の市街地環境に与える影響を十分に勘案し、良好な市街地環境の確保に努めること。

ウ 都市再生特別地区に関する都市計画の記載、変更等に起因した紛争が生じた場合には、当該計画を策定した都道府県又は指定都市が主体的に対応すること。また、その場合には、道路法第72条第3項に基づき、監督処分に伴う損失補償を求める場合があることを、都道府県又は政令都市との間で確認しておくこと。

(3) 道路内の建築制限の特例等（都市再生特措法第36条の3第1項及び第2項）

特定都市道路については、建築基準法第43条第1項第2号に掲げる道路とみなして、

建築物の敷地が2メートル以上接しなければならない道路としないこととされた。また、その上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該特定都市道路に係る都市再生特別地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、特措法施行令第7条で定める基準に適合するものであって、建築基準法第2条第1項第35号に規定する特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、建築基準法第44条第1項第3号に該当する建築物とみなされることとされた。この認可がなされない以上、道路の上空に建築物は建設できないこととなるので、占用許可に当たっては、当該認可を受けている、又は受けられる蓋然性が高いことを確認すること。

3 占用の場所

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の視認性の確保、その他道路交通の安全の確保を図る措置等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路が交差し、接続し、又は屈曲するなど、通行上、特に注意を要する場所以外の場所であること。
- (2) 災害時における緊急輸送を確保するため必要な道路（以下、「緊急輸送道路」という。）以外の道路であること。ただし、道路上へのコンクリート片等の落下を防止するための占用主体による特段の措置その他の緊急輸送道路の機能を確保するため必要な措置が講ぜられる場合であって、緊急輸送道路の指定をした者が当該道路の上空に施設等を設けることについて同意した場合はこの限りではない。
- (3) 施設等の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電車線等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとする。

4 占用施設の構造等

特定都市道路の上空に設ける施設等の構造については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 落下、倒壊、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。特に次に掲げる事項に該当する施設の占用は許可しないこと。
 - ア 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）
 - イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの
- (2) 信号機、道路標識等の視認性、又は道路の見通しを妨げないこと。やむを得ず視認性等に支障を生ずる場合は、都道府県公安委員会と調整の上、道路標識の付け替え等の措置を占用主体に指示し、その責任により講じさせること。
- (3) 施設等の下面には、必要に応じて照明設備、換気設備その他の設備を備えるものであること。
- (4) 必要に応じ雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を備えるものであること。
- (5) 施設等の側面又は屋上から、人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵の設置その他の措置が講ぜられたものであること。
- (6) 施設等の外壁のうち、道路に面した部分に恒久的であると臨時的であるとを問わず、

広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。

5 占用主体

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用主体については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の保全に支障を生ずることのないよう、施設等の修繕その他の維持管理能力を具備していると認められる者であること。なお、自らは維持管理能力を持たない者であっても、第三者に施設等の維持管理業務を委託し、それを適切に監督する能力を有している等、施設等の維持管理を適切に行うことが可能であると判断できる場合は、維持管理能力を具備している者と認めることとする。
- (2) 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。特に施設等の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。
- (3) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることのできないものとする。

6 占用の期間

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用の期間については、5年以内の範囲で、占用の目的、施設等の形態等を考慮して適正に定めるものとする。

なお、占用の期間が終了した場合において許可の更新が求められた際には、当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可することとする。占用許可の更新を認めない特別の事由とは、建築物が老朽化して道路にコンクリート片が落下するおそれが生じているにもかかわらず適切な対応がとられない場合や、都市計画が変更されたことにより当該施設が計画に適合しなくなった場合等とする。

7 その他

- (1) 公序良俗に反し、社会通念上不適當と認められる用途の施設又はこれらの用途に用いられることが想定される構造の施設等の占用は許可しないこと。
- (2) 施設等の建築に際しては、道路交通の支障にならないように指導すること。なお、やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には、道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じさせること。

8 占用許可条件

占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 道路管理上必要を生じた場合において、道路管理者が施設等内に立ち入ることを妨げないこと。
- (2) 施設等の全部又は一部を第三者に賃貸しようとする場合は、事前に道路管理者へ報告をすること。
- (3) 施設等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼす改修等を行う場合には、事前に道路管理者と協議し、必要に応じ変更の許可を受けること。
- (4) 建築基準法に定める構造耐力等の基準が変更された場合、当該基準を満たすため必要な耐震補強工事等の実施をすること。
- (5) 都市再生特別地区に関する都市計画が変更されたことにより、施設等が当該計画に

適合しなくなった場合、占用許可の更新は行わないこと。

9 留意事項

施設が道路の上空と高架下又は地下（高架下及び地下の場合も含む。）に及ぶ場合の各々の取扱いについては、道路の上空部分については本通達、高架下については「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について（平成21年1月26日国道利第17号又は第18号）」、地下については「道路の管理に関する取扱いについて（昭和32年5月29日建設省道発第147号の2）」によることとする。なお、この場合の占用料の徴収については、道路の上空に設ける施設等の占用料のみを徴収する。

国 道 利 第 2 0 号
平成 2 3 年 1 0 月 2 0 日

各地方整備局道路部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
独立行政法人

日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

あて

国土交通省道路局路政課長

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令 の改正について

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号。以下「改正法」という。）が平成23年4月27日に公布され、道路関係規定については平成23年10月20日から施行されることとなった。これに伴い、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第321号。以下「整備政令」という。）が平成23年10月19日に公布され、同じく平成23年10月20日から施行されることとなった。

整備政令においては、道路法施行令（昭和27年政令第479号）を改正し、道路占用許可対象物件を追加するなどしたところである。整備政令による道路法施行令の改正の概要は下記のとおりであるので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。また、今回追加された道路占用許可対象物件は、改正法により導入された特例を用いて設置されることが想定されるものであるが、これらの特例の運用については別に通知する。

記

1 食事施設等の道路占用許可対象物件への追加等

(1) 改正の概要

地域の活性化やにぎわいの創出に地方公共団体や地域住民が取り組む中で、歩道上におけるオープンカフェ（食事施設）やキオスク（購買施設）の設置、観光振興を目的とした観光案内所の駅前広場への設置を求める要望が高まっている。

これらの要望に対応するため、これまで道路法（昭和27年法律第180号）第33条第2項第1号に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地に限って設置が認められてきた食事施設、購買施設その他これらに類する施設につき、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路の区域においても占用許可の対象とすることとした。これに伴い、整備政令による改正前の道路法施行令（以下「旧道路法

施行令」という。)第10号は整備政令による改正後の道路法施行令(以下、単に「道路法施行令」という。)第6号に包含されることから、旧道路法施行令第10号を削除することとした。

また、食事施設等(道路法施行令第11条の7第1項に規定する食事施設等をいう。以下同じ。)の占用の場所や構造によっては、歩行者等の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることから、その占用の場所及び構造の基準を規定することとした。

占用料については、食事施設等が大量一括処理が必要な施設ではないことから定率物件とした。

(2) 食事施設等の定義

食事施設等は、道路の通行又は利用において一般的に発生する需要に対応した物品の販売又はサービスの提供を行う施設であって、ある程度の期間継続的に設置されるものをいう。なお、「施設」の概念は建築物に限られるものではないことから、食事施設等は机、椅子、調理器具等が一体となってオープンカフェ(食事施設)としての機能を果たすものであっても差し支えない。

(3) 基本方針

食事施設等の占用の許可に当たっては、道路法施行令で規定された基準及び別紙「食事施設等の占用許可基準等について」に従い、厳正に取り扱われたい。

2 特定都市道路の上空に設ける建築物等の道路占用許可対象物件への追加等

(1) 改正の概要

改正法により、特定都市再生緊急整備地域(改正法による改正後の都市再生特別措置法(平成14年法律第22号。以下「都市再生特措法」という。))第2条第5項の特定都市再生緊急整備地域をいう。)内に係る都市再生特別地区に関する都市計画に、都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域(以下「重複利用区域」という。)を定めることができることとされた。重複利用区域内の道路(以下「特定都市道路」という。)については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条第1項第2号に掲げる道路とみなされ、特定行政庁の認可を受けることで道路の上空に建築物を設けることが可能となった。

特定都市道路の上空に施設等を設ける場合、道路占用許可を受ける必要があるため、これまで高度地区等の区域内の高速自動車国道又は自動車専用道路の上空に設ける施設等に限っていた道路占用許可対象物件の範囲を拡大し、特定都市道路の上空に設ける施設等を道路占用許可対象物件に加えることとした。

また、占用料については、大量一括処理が必要な施設ではないことから定率物件とした。その額は、建築技術の発達により道路をまたぐ形態で設けられる建築物であっても高層化が可能となっていることを踏まえ、所在地区分にかかわらず同じ率を近傍類似の土地の時価に乗じて得られた額とすることとした。

なお、特定都市道路の上空に設ける施設等の占用の場所、構造等について一般工作物等と異なる基準を定める必要がないことから、道路法施行令第10条等を適用することとし、新たな許可基準を道路法施行令に定めていない。

(2) 基本方針

特定都市道路の上空に設ける施設等は、都市再生特措法に規定する手続を経た場合にのみ許可が可能となるものである。このため、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」（平成23年10月20日付け国道利第22号）により通知する「特定都市道路の上空に設ける施設等の占用許可基準等について」に従い、厳正に取り扱われたい。

3 上空に設ける施設等の占用料の変更

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用料の額について所在地区分による差を設けないこととするのにあわせ、旧道路法施行令第7条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場、旧道路法施行令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物並びに旧道路法施行令第7条第10号及び第11号に掲げる施設について、所在地区分により占用料の額に差を設けないこととした。

4 その他

道路占用許可対象物件の追加等に伴う条文の整理等を行った。

食事施設等の占用許可基準等について

1 趣旨

食事施設等は都市におけるにぎわいの創出や道路通行者の利便の増進に資するものである一方、その占用の場所や構造によっては歩行者等の安全で円滑な通行に支障を及ぼすおそれがあること、公共物たる道路の独占的利用により占用主体が収益を上げること等により、占用許可の公共性に疑念を抱かれるおそれがあること等を踏まえ、食事施設等の占用許可に当たっては本紙に規定する基準により占用許可を行い、道路管理の適正を期すものとする。

2 方針

食事施設等は、次のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 食事施設等の占用が、地域の活性化や都市におけるにぎわいの創出等の観点から地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの、又はこれに準ずるものであること。ただし、地下鉄等の公共交通機関が道路区域内に設ける施設内の内部又は特定連結路附属地に設けられるもの（以下「二次占用等施設」という。）については、この限りでない。
- (2) 食事施設等において販売される物品又は提供されるサービスが道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであること。
- (3) 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。

3 占用の場所

食事施設等の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。（道路法施行令第11条の7第1項第1号）

食事施設等は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けるとすると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。このため、食事施設等は幅員に余裕のある歩道上、駅前広場、バスロータリー等に設置されることが想定される。

また、占用許可に当たっては、交通のふくそうする場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

- (2) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。（道路法施行令第11条の7第1項第2号）

道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に食事施設等を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。この場合において、食事施設等の構造上、通行部分に利用者が立ち止まってサービスを受ける必要がある場合には、当該利用者によって通行できなくなる部分をも考慮し、占用許可の適否を判断すること。

なお、道路法施行令第11条の7第1項第2号に規定する「道路の構造又は交通に著しい支障のない場合」とは、横断歩道橋の下の歩道上（交差点付近を除く。）や植樹帯の間等、当該箇所に食事施設等を設置したとしても事実上有効幅員を減ずることとならない場合を想定している。

- (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。（道路法施行令第11条の7第2項で準用する同令第10条第1号ロ）

食事施設等がひさし、日よけ等を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な離隔距離を確保させることとする。

- (4) 原則として交差点等の地上に設けないこと。（道路法施行令第11条の7第2項で準用する同令第10条第1号ハ）

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

- (5) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

4 構造等

食事施設等の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること（特定連結路附属地に設けるものを除く。）。（道路法施行令第12条第1号ハ）

食事施設等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。

- (2) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。（道路法施行令第12条第1号イ）

次に掲げる事項に該当する食事施設等の占用は、許可しないものとする。

ア 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するのためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）

イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

ウ 信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせるもの

- (3) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。

食事施設等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

- (4) その他

ア 食事施設等の壁面、上屋等に広告物を掲示し又は塗装しないこと（店舗名の表示その他必要最小限の情報伝達のためのものであって施設の一部として許可を受けているものを除く）。

イ 食事施設等の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであること。

5 占用主体

食事施設等の占用主体は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、二次占用等施設については、この限りでない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- (3) 食事施設等の占用につき地方公共団体から支援を受けている者（地方公共団体の作成した、支援理由及び支援内容並びに当該食事施設等の占用の許可に関する意見を記載した書面を占用許可申請書に付している場合に限る。）

6 占用の許可の条件

占用の許可に当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこと。

- (1) 食事施設等の従業員は当該施設内で活動することを原則とし、施設外での客引き、宣伝活動等を行わないこと。
- (2) 食事施設等の設置により多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。

7 その他

- (1) 公序良俗に反し、社会通念上不適当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。
- (2) 夜間や強風時には屋内に収納されるなど、いたずらや強風により占用許可を受けた区域外に当該施設を構成する物件、商品等が散乱することのないよう、適切な管理がなされるものであること。
- (3) 食事施設等の設置により近隣の住居、店舗等に影響を与えるおそれがあることから、これらの施設の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書が占用許可申請書に付されていること。